

諮問番号：平成 29 年度諮問第 8 号

答申番号：平成 29 年度答申第 6 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 29 年 6 月 2 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

居住していた賃貸マンションにおいて火災が発生し、消火活動に伴う漏水により、審査請求人の部屋は居住不能の状態になった。その後、処分庁には賃料が不要である旨を伝えていたが、住宅扶助費は停止されることなく漫然と支給され続けた。処分庁の落ち度で過誤払された当該扶助費の返還は、最低限度の生活を保障し、自立を助長するとした生活保護の目的に反している。

また、審査請求人の病状及び法第 63 条の趣旨に鑑みて、返還の可能性がある住宅扶助の費用相当分を積立てさせる等、あらかじめ文書による指導がなされるべきであった。

よって、本件処分は法第 1 条及び第 3 条に違反しており、本件処分のうち、住宅扶助費の過払額の返還を決定した部分の取消しを求める。

2 審査庁

審査請求人に家賃支払義務が発生している状況において、処分庁が住宅扶助費の支給を停止することは、法第 1 条の最低限度の生活を保障する趣旨に反するものであり、当該扶助費を支給し続けたことは適切である。

また、審査請求人から賃貸人との間に調停が完了し、家賃を支払う必要

がなくなったとの報告を受け、平成27年4月分から同年11月分までの保護費に過払が生じ、保護費を遡及変更する必要が生じた。しかし、処分庁が保護費の遡及変更の必要性を確認できた時点は、当該変更が可能な3か月を超えていたことから、本件処分を行ったことは適切である。

さらに、住宅扶助の費用相当分の積立てについて文書で指導指示を行わなかったことは、不適切とはいえないと判断する。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 住宅扶助の支給について

処分庁は、平成27年4月16日、審査請求人宅の家賃が発生していることを管理会社に確認し、同年7月23日には、契約上家賃を支払う必要が審査請求人にあることを確認している。また、同年10月13日には審査請求人同席の下で審査請求人宅の賃貸借契約は継続中であり、家賃の支払義務が存続していることを確認している。

したがって、処分庁が審査請求人に対し住宅扶助費を支給したことは、法第1条の最低生活を保障する趣旨を踏まえたものであり、適切である。

(2) 法第63条の適用について

処分庁が保護費の遡及変更の必要性を確認できた時点は、当該変更が可能な3か月を超えていたことから、処分庁が本件処分を行ったことは適切である。

(3) 上記以外の違法性又は不当性について

指導指示は、法第27条第2項により被保護者の自由を尊重し、最少限度に止めなければならないものとされていることから、処分庁が審査請求人に費用の積立てについて文書で指導指示を行わなかったことは、不当とはいえない。

第4 調査審議の経過

平成29年12月26日 審査庁から諮問

平成30年 1月26日 第1回審議

同年 2月 2日 第2回審議

同年 2月23日 第3回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

審査請求人は、処分庁が法第63条に基づき平成27年4月から同年11月まで支給した住宅扶助費相当額の費用返還決定を行ったこと及び文書による指導を行わなかったことについて不服を述べていると思われる。

本審査会は、審査請求人の主張、審理員意見書等を踏まえ、この2点について判断する。

(1) 法第63条の適用について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。裁判例でも、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」と判示されている（東京高等裁判所平成25年4月22日判決参照）。

本件処分について見ると、平成28年3月24日、処分庁は、審査請求人から調停が完了し家賃を支払う必要がなくなったとの報告を受け、火災発生翌月（平成27年4月）から、審査請求人の家財保管料を認定する（同年11月）までの住宅扶助費が過払となったことを確認している。この間の住宅扶助費は、結果的に保護の補足性の原則に反して支給されたも

のといえるから、処分庁は、平成29年3月8日、福祉事務所の幹部職員等で構成される償還金に関する検討会議を開催した上で、法第63条に基づき当該期間の住宅扶助費相当額の費用返還決定を行い、審査請求人に対し本件処分をしている。この点、処分庁の判断に違法又は不当はない。

なお、本件処分における決定額については、審査請求人の意向を確認した上で分割納付の措置を講じており、処分庁は審査請求人の自立を阻害しないよう適切な配慮を行ったものであると認められるから、住宅扶助費の返還により自立が著しく阻害されるという審査請求人の主張を採用することはできない。

処分庁が住宅扶助費の過払額の費用返還決定を行ったことに違法不当がないことは上記のとおりであるが、本件における特異な事情として、平成27年3月〇日の火災発生に伴う調停の経過が、平成28年3月24日に審査請求人から報告を受けるまで明らかでなかったことがあげられる。この点、処分庁は、平成27年4月16日には審査請求人宅の管理会社に、同年7月23日には審査請求人の長男に、同年10月13日には審査請求人に対して、契約上家賃の支払義務が審査請求人に存続していることを確認しており、火災発生後も住宅扶助費を支給し続けた処分庁の判断はやむを得ないものと認められる。

(2) 文書による指導の適否について

審査請求人は、病状及び法第63条の趣旨に鑑みて、返還の可能性がある住宅扶助の費用相当分を積立てさせる等、あらかじめ文書による指導がなされるべき旨の主張をしている。

法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定しており、この指導指示に被保護者が従わない場合、保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止をすることができることになり(法第62条第1項、第3項)、審査請求人に不要な義務を課すことにもなり得る。また、法第27条第2項は、指導指示について「被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない」としており、処分庁が

金銭の取扱いに係る指導的見地から、当時の審査請求人の状況に鑑みて、法第27条に基づいた文書による指導指示を行わなかったことが違法不当であるとはいえない。

加えて、審査請求人の病状や容態に配慮した上記の指導指示以外の方法による指導等の必要性について考える。この点、処分庁は、平成27年4月17日に審査請求人とその長男に対して、家賃を支払わなかった場合には、既に支給している住宅扶助費が過払となる可能性があることを説明している。また、同年7月8日には審査請求人の長男に、同月16日には審査請求人が通院する病院の精神保健福祉士に対して、住宅扶助費が過払となった場合の取扱いについて説明を行っている。さらに、平成28年3月24日、審査請求人から調停完了の報告を受けた際には、審査請求人とその長男に対して、結果的に過払となった住宅扶助費については返還する必要があることを改めて説明している。このように、処分庁は審査請求人の病状や容態に配慮し、審査請求人をはじめ、審査請求人の生活を支援する者に対しても本件処分についての説明を行っているから、返還の対象となる住宅扶助費の取扱いについて文書又は書面を用いた説明や助言等を行わなかったとしても、それをもって本件処分が違法不当であるとする事はできない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大脇 成昭

委員 田端 史郎

委員 仲次 利光